

# 国立大学法人秋田大学職員給与規程

平成16年4月1日  
規則第64号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則（平成16年規則第50号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、職員就業規則第2条第1項第1号から第4号までに掲げる職員（第3号に掲げる職員のうち、年俸制の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 職員就業規則第2条第1項第5号から第9号まで、及び第22条に掲げる職員の給与については、別に定める。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 本給（本給の調整額を含む。） (2) 諸手当 (イ) 管理職手当，医師調整手当，異動保障手当，広域異動手当，扶養手当，住居手当，単身赴任手当，招へい手当，特別貢献手当，義務教育等教員特別手当，手術看護手当，衛生管理者等手当，業務付加手当，看護職員等調整手当，附属幼稚園教員等調整手当，診療看護師手当及び寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ロ) 通勤手当	第28条第4項に規定する支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ハ) 高所作業手当，遺体取扱手当，防疫等作業手当，放射線取扱手当，夜間看護等手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教職大学院実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，入試手当（試験区分が大学入学共通テストの区分に限る。）、災害時派遣手当，科研費獲得支援手当，新型コロナウイルス感染症ワクチン接種手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）

日直手当，夜間・休日診療手当，待機診療手当，特別診療加算手当，診療従事特別調整手当及び待機手当		
(二) 入試手当（試験区分が一般入試の区分に限る。）	一の年度の4月1日から翌年3月31日まで	翌年度の4月17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日（15日が休日に当たるときは，18日），その日が土曜日に当たるときは，16日）
(3) 賞与 期末手当及び勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，前々日，土曜日に当たるときは，前日）

- 2 職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規則第57号。以下「勤務時間等規程」という。）第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については，同項の表中「翌月の」とあるのは，「勤務時間規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

（給与の支払）

- 第5条 職員の給与は，その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし，法令又は労基法第24条に規定する協定で定めるものは，これを給与から控除して支払うことができる。
- 2 前項の給与は，その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 給与の振込みに関し必要な事項は，別に定める。
- 4 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まれない。

（日割計算等）

- 第6条 新たに職員となった者には，その日から本給を支給し，本給の月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し，又は解雇されたときは，その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは，その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その本給は，その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項第1号から第4号までに規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は，管理職手当，医師調整手当，異動保障手当，広域異動手当，招へい手当，特別貢献手当，義務教育等教員特別手当，手術看護手当，衛生管理者等手当，看護職員等調整手当及び附属幼稚園教員等調整手当の支給について準用する。

- 第6条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の本給は，日割り計算により支給する。

- (1) 職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ，又は休職の終了により復職した場合
- (2) 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程（平成20年規則第208号。以下「育児休業規程」という。）第4条第1項の規定により育児休業を始め，又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 育児休業規程第19条第1項の規定により出生時育児休業を始め，又は出生時育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程（平成20年規則第209号。以下「介護休業規程」という。）第4条第1項の規定により介護休業を始め，又は介護休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程（平成16年規則第58号。以下「教育系職員就業規程」という。）第13条の規定により大学院修学休業を始め，又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 国立大学法人秋田大学職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年規則第210号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を始め，又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (7) 国立大学法人秋田大学職員の配偶者同行休業に関する規程（以下「配偶者同行休業規程」という。）第2条第2項に規定する配偶者同行休業を始め，又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (8) 職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされ，又は停職の終了により職務に復帰した場合

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給並びにこれに対する異動保障手当(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当(扶養手当に係る部分は除く。)、管理職手当、医師調整手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当、看護職員等調整手当、附属幼稚園教員等調整手当、診療看護師手当、教育業務連絡指導手当及び寒冷地手当(世帯等の区分欄において、世帯主である職員にあっては、「その他の世帯主である職員」の区分を適用したものとした場合の額、その他の職員にあっては、当該区分に応じた額)の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第39条及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が高所作業手当、遺体取扱手当、放射線取扱手当、教員特殊業務手当(学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。)、教育実習等指導手当及び災害時派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものについては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

## 第2章 給与

### 第1節 本給

(本給の決定)

第11条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、本給表に定める級及び号俸により決定する。

(本給表の種類)

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二) (別表第2)
- (3) 教育系職員本給表(一) (別表第3)
- (4) 教育系職員本給表(二) (別表第4)
- (5) 教育系職員本給表(三) (別表第5)
- (6) 医療系職員本給表(一) (別表第6)
- (7) 医療系職員本給表(二) (別表第7)
- (8) 特別職職員本給表 (別表第8)

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて1級上位の級に昇格させることができる。

(降格等)

第15条 職員就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 降給については、別に定める。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員（特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第44条の規定による懲戒を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

(本給の調整額)

第21条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第22条 削除

## 第2節 諸手当

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員（以下「管理職員」という。）に支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職員に適用される本給表の別並びに管理職員の属する職務の級及び当該管理職員に係る別表第9の適用区分欄に定める区分に応じ、別表第10の管理職手当額欄に定める額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、第39条から第41条までに規定する所定の勤務時間を超えて勤務した場合（当該勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において行われる場合を除く。）における割増賃金相当額を含むものとする。

4 別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄における職を2以上兼ねる場合は、適用区分欄の区分が最も上位の職（当該職が複数ある場合は、いずれか一つの職）に係る手当額を支給する。

5 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師調整手当)

第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員（教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員であつて、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別に定める範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、医師調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて医師調整手当を支給する。

3 医師調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(異動保障手当)

- 第25条 異動保障手当は、別表第11の民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域欄（次項から第4項において「支給地域欄」という。）に掲げる地域に在勤する機関から人事交流により採用された職員（支給地域欄に掲げる地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）に、採用の日から2年間（学長が別に指定するものにあつては3年間）支給する。
- 2 異動保障手当の月額、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
    - (1) 当該採用の日から同日以後1年（前項に規定する学長が別に指定するものにあつては3年）を経過する日までの期間採用前の支給地域欄の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合
    - (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの間（前号に掲げる期間を除く。）採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
  - 3 人事交流により採用された職員のうち、採用前の機関の在勤地域が支給地域欄以外の地域で、支給地域欄に準ずるものとして別に定める地域から採用された職員については、前2項の規定に準じて支給することができる。
  - 4 職員就業規則第12条第1項の規定に基づく出向（国立大学法人秋田大学職員の出向に関する規程（平成16年規則第62号）第2条第1項に規定する在籍出向に限る。）又は国立大学法人秋田大学職員研修規程（平成16年規則第144号）第2条第3項の規定に基づく研修を命ぜられ支給地域欄に掲げる地域に在勤することとなる職員のうち学長が必要と認める職員には、当該在勤することとなる期間前項までの規定に準じて異動保障手当を支給することができる。
  - 5 異動保障手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

- 第25条の2 職員を人事交流により採用した場合において、別に定めるところにより算定した機関間の距離（当該採用の日の前日に在勤していた機関の所在地と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と本学との間の距離（当該採用の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用に係る機関間の距離の次の各号の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当でないとして学長が認める場合は、この限りでない。
- (1) 300キロメートル以上 100分の10
  - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給される職員が前条の規定により異動保障手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該異動保障手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該異動保障手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
  - 3 広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

- 第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項表中第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下「般（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額額は同表に定める額の合計額とする。

支給対象者	手当額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「般（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円（般（一）8級職員等にあつては、3,500円）

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者

- 3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。
- 4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（（1）に掲げる職員のうち（2）に掲げる職員でもある者については、（1）に定める額及び（2）に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため借家・貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
	(イ) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額－16,000円
	(ロ) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 {(家賃の月額－27,000円)×1/2} + 11,000円 (ただし、これにより得られた額が28,000円を超える場合にあっては、28,000円)
(2) 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの	(1)の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（（3）に掲げる職員を除く。）	支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（（3）に掲げる職員を除く。）	次に掲げる使用距離に応じて、支給単位期間につき、それぞれに掲げる額
	片道 5km未満 2,000円
	片道 5km以上 10km未満 4,200円
	片道10km以上 15km未満 7,100円
	片道15km以上 20km未満 10,000円
	片道20km以上 25km未満 12,900円
	片道25km以上 30km未満 15,800円
	片道30km以上 35km未満 18,700円
	片道35km以上 40km未満 21,600円
	片道40km以上 45km未満 24,400円
	片道45km以上 50km未満 26,200円

	片道50km以上 55km未満 28,000円 片道55km以上 60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1) 及び (2) に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び (2) に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、(1) に掲げる額又は (2) に掲げる額

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 5 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

- 第29条 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額）とする。

交通距離の区分	加算額	交通距離の区分	加算額
100km以上 300km未満	8,000円	1,100km以上 1,300km未満	46,000円
300km以上 500km未満	16,000円	1,300km以上 1,500km未満	52,000円
500km以上 700km未満	24,000円	1,500km以上 2,000km未満	58,000円
700km以上 900km未満	32,000円	2,000km以上 2,500km未満	64,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円	2,500km以上	70,000円

- 3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(招へい手当)

- 第30条 次に掲げる場合においてその採用が著しく困難になると認められるときには50,000円の範囲内の額を、採用の日から6年以内の期間（第2号に掲げる場合は、当該任期を付された期間）、招へい手当として支給する。
- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
  - (2) 前号に準ずる者を任期を限って教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
  - (3) 第一号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合
- 2 招へい手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別貢献手当)

- 第30条の2 特に本学に顕著な貢献があると認められる職員には、特別貢献手当を支給することができる。
- 2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

- 第31条 義務教育等教員特別手当は、教育文化学部の附属学校（園）に勤務する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第

- 12に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長、教頭、教諭及び養護教諭については、前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(手術看護手当)

第31条の2 手術看護手当は、医学部附属病院の中央手術部に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手に支給するものとし、手当の月額は、10,000円とする。

2 手術看護手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理者等手当)

第31条の3 衛生管理者等手当は、国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程第11条に規定する衛生管理者及び同規程第12条に規定する産業医に選任された職員が、それぞれの職務に従事した場合に支給するものとし、手当の月額は、衛生管理者については3,000円、産業医については10,000円とする。

2 衛生管理者等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業務付加手当)

第31条の4 業務付加手当は、職員が次の表の業務の区分欄に掲げる業務を付加された場合において、当該業務に従事している期間支給するものとし、手当の月額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手 当 額
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症の流行により、法令等に基づく警戒措置等が発令された月において、あらかじめ定める職員が、所属内又は複数の部署の連絡調整の業務等に従事したとき。	(イ) 所属の職員等の状況に関する情報収集及び連絡調整の業務 10,000円
	(ロ) 複数の部署の職員等の状況に関する情報収集及び連絡調整の業務 20,000円

- 2 業務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(看護職員等調整手当)

第31条の5 看護職員等調整手当は、医学部附属病院に勤務する医療系職員本給表の適用を受ける職員に支給するものとし、手当の月額は、次の表のとおりとする。

本給表	1週間当たりの勤務時間または職務の級	手当額
医療系職員本給表(一)	30時間超	6,000円
	21時間以上30時間以下	4,500円
	21時間未満	3,000円
医療系職員本給表(二)	4級以上	11,000円
	3級	10,000円
	2級以下	9,000円

- 2 看護職員等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(附属幼稚園教員等調整手当)

第31条の6 附属幼稚園教員等調整手当は、教育文化学部附属幼稚園に勤務する教育系職員本給表の適用を受ける職員に支給するものとし、手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員9,000円
- (2) 1週間当たりの勤務時間が21時間以上30時間以下の職員7,000円
- (3) 1週間当たりの勤務時間が21時間未満の職員4,500円

- 2 附属幼稚園教員用等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(診療看護師手当)

第31条の7 診療看護師手当は、医学部附属病院に勤務する職員のうち、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為の業務に従事した場合に支給するものとし、手当



の月額を、次の表に掲げるとおりとする。

医学部附属病院において特定行為の業務に従事している年数	手当額
2年未満	40,000円
2年以上5年未満	55,000円
5年以上	70,000円

2 診療看護師手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第32条 高所作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
施設及び設備に係る業務に従事する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で、営繕工事の監督に従事したとき。	200円（当該作業が、地上30メートル以上の箇所で行われたときは300円）とする。 ただし、当該作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額

2 高所作業手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(遺体取扱手当)

第33条 遺体取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、(1)の作業及び(2)の作業に従事した場合にあっては、(2)の作業に係る手当は支給しない。

作業の区分	手当額
(1) 大学院医学系研究科に配置されている職員のうち一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が遺体の取扱作業に従事したとき。	3,200円
(2) 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な遺体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

2 遺体取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(防疫等作業手当)

第33条の2 防疫等作業手当は、職員が次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症(この表において「感染症」という。)の患者を入院させるための病棟において、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の診療、看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円(作業のうち心身に著しい負担を与えると認める作業に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額)
(2) 大学の施設内で新型コロナウイルス感染症(「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)のために、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う消毒の作業に従事したとき。(感染状況を踏まえて、学長が特に必要と認める場合に限る。)	290円
(3) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に係る検体の検査作業に従事したとき。(感染状況を踏まえて、学長が特に必要と認める場合に限る。)	3,000円
(4) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の	4,000円

診療又は看護に従事したとき。（感染状況を踏まえて、学長が特に必要と認める場合に限る。）

2 防疫等作業手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（放射線取扱手当）

第34条 放射線取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手が、放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円
(2) 職員が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター放射線障害予防規程（平成16年規則第19号）第16条又は国立大学法人秋田大学医学部附属病院放射線障害予防規程（平成16年規則第79号）第19条に規定する管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線により被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であるとき。	

2 放射線取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜間看護等手当）

第35条 夜間看護等手当は、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
(1) 医学部附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	(イ) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円
	(ロ) その勤務時間が深夜の一部を含む次に掲げる勤務である場合 ① 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円 ② 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 ③ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円
(2) 医学部附属病院に勤務する医療系職員本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。	1,620円

2 助産師、看護師及び准看護師（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第28条第1項に規定する表中、職員の区分欄の(2)に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合は、当分の間、前項に規定する額に、次の表の通勤距離の区分欄に定める加算額を加算した額とする。

通 勤 距 離 の 区 分	加 算 額
2 km以上 5 km未満	380円
5 km以上 10km未満	760円
10km以上	1,140円

3 夜間看護等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教員特殊業務手当）

第36条 教員特殊業務手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
-----------	-------

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(イ) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額）	8,000円
	(ロ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円
	(ハ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	
(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		5,100円
(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日等（勤務時間等規程第7条第1項及び第10条第2項の規定による休日（同規程第8条第1項の規定により休日を振り替えた場合にあっては、当該振り替えた休日）並びに同規程第9条の規定による代休をいう。以下この条において同じ。）に行うもの		
(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの		2,700円
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの		1,800円

2 教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教育実習等指導手当）

第37条 教育実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育文化学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教員実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教職大学院実習等指導手当）

第37条の2 教職大学院実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教職大学院の計画に基づく大学院生の実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教職大学院実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教育業務連絡指導手当）

第38条 教育業務連絡指導手当は、教育文化学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

主任の区分	業務の区分	手当額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。	200円
(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任		
(3) 附属特別支援学校の教務主任、生徒指導主		

事，高等部に置かれる進路指導主事，研究主任及び教育実習主任		
-------------------------------	--	--

2 教育業務連絡指導手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

## 第38条の2 削除

(入試手当)

第38条の3 入試手当は，本学が実施する入学者選抜試験に係る業務のうち，職員（試験区分が大学入試センター試験の区分であって，業務の区分が(1)～(3)については教育系職員（これに準ずる者を含む。）に限る。）が次の表の試験区分欄及び業務の区分欄に掲げる業務（試験区分が一般入試の区分にあつては，別に定める実施教科等に係るものに限る。）に従事した場合に支給するものとし，手当の額は，業務の区分に応じて同表に定める額とする。

試験区分	業務の区分	手当額（支給単位）
大学入試センター試験	(1) 試験実施本部及び各試験場本部	16,000円（1日）
	(2) 試験監督	10,000円（1日）
		5,000円（半日）
	(3) 試験監督（代替要員）	5,000円（1日）
		2,500円（半日）
	(4) 試験補助	6,000円（1日）
3,000円（半日）		
一般入試（前期・後期日程）	(1) 問題作成	35,000円（1科目）
	(2) (1)に掲げる業務の教科等の代表者	55,000円（1科目）
	(3) 答案・小論文採点	14,000円（1日）
		7,000円（半日）

- 勤務時間等規程第7条に定める休日に前項に掲げる業務を命ぜられた職員のうち，当該休日を同規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えた場合（学長が別に定める場合を除く。）には，入試手当は支給しない。
- 入試手当は，第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 入試手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(災害時派遣手当)

第38条の4 災害時派遣手当は，次の表の職員の区分欄に掲げる職員が，災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める救助に関する業務に従事した場合に支給するものとし，手当の額は，業務に従事した日1日につき，職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
教育系職員本給表（一）の適用を受ける教育系職員（医師及び歯科医師に限る。）	22,300円
医療系職員	15,700円
事務系職員，技術系職員及び技能系職員	14,400円

2 災害時派遣手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(科研費獲得支援手当)

第38条の5 科研費獲得支援手当は，本学が科学研究費助成事業の採択率向上のため実施する科研費学内プレビューの業務に従事した教員のうち，次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，研究課題1件につき，次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
学内レビュアーとして従事した研究課題が採択された場合	10,000円

2 科研費獲得支援手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(在籍出向調整手当)

第38条の6 本学に在籍したまま本学以外の機関に出向等により勤務している職員で、当該出向等に係る手当を支給することが当該出向等に係る協定等により定められている職員には、在籍出向調整手当を支給することができる。

2 在籍出向調整手当の支給に関し必要な事項は、協定等により個別に定める。

(新型コロナウイルス感染症ワクチン接種手当)

第38条の7 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種手当は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する業務のうち、本学が実施する職域接種及び医学部附属病院の定期通院患者接種において、本務に加えて次項の表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に、接種の実施に係る収入の範囲内で支給することができる。

2 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
問診, 接種	15,000円
薬液調整, 接種後の経過観察	5,625円

3 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第39条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間等規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えられた休日(同規程第7条に規定する休日をいう。次条において同じ。)に勤務することを命ぜられ、当該勤務を命ぜられた日の属する週の所定の勤務時間が、あらかじめ定められた1週間の所定の勤務時間を超えることとなる職員には、その超えた所定の勤務時間に相当する時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175、その勤務が前項に規定する勤務の場合は、100分の50)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第16条の2第1項に規定する超勤代替休暇を付与された場合において、当該超勤代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が深夜である場合は、100分の175、その時間が第2項に規定する時間の場合は、100分の50)から第1項、第2項及び次条第1項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第40条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により休日(同規程第9条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間(同規程第8条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。)に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定は、同規程第10条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規程第7条第1項第3号から第5号までに当たる日(以下「祝日等」という。)に割り振られた場合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

(夜勤手当)

第41条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(宿日直手当)

第42条 宿日直手当は、職員が勤務時間等規程第15条の規定により、宿日直勤務を命じられ、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 病院の定時巡回、看護に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための看護師長等の宿直勤務	6,700円
(2) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための臨床工学技士長、主任臨床工学技士及び臨床工学技士の宿日直勤務	6,100円
(3) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務	21,000円
(4) 入院患者の病状の急変等に対処するための診療看護師の宿直業務	10,000円

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれない。

#### 第42条の2 削除

(夜間・休日診療手当)

第42条の3 夜間・休日診療手当は、医学部附属病院の小児科、産科婦人科、集中治療部又は救急部に勤務する医師が、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
(1) 所定の勤務時間による勤務が夜間（午後4時15分から翌日午前8時45分まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	21,000円
(2) 所定の勤務時間による勤務が休日（午前8時30分から午後5時まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	
(3) (1)又は(2)に掲げる業務（救急部に勤務する場合に限る。）に加え、所属する診療科等の入院患者の病状の急変等に対処するための業務を付加されたとき。	42,000円

2 夜間・休日診療手当は、第41条の規定による夜勤手当相当額を含むものとする。

3 夜間・休日診療手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(待機診療手当)

第42条の4 待機診療手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表の勤務箇所欄に掲げる診療科等に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	勤務箇所	手当額
所定の勤務時間以外の時間において救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するために待機を命じられ、呼び出しを受け、診療に従事したとき。	(イ) 歯科口腔外科	21,000円
	(ロ) 集中治療部又は高度救急救命センター	15,750円
	(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもの以外の診療科等	10,500円

2 待機診療手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 待機診療手当に関し必要な事項は、別に定める。

(特別診療加算手当)

第42条の5 特別診療加算手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が所定の勤務時間以外の時間において次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
(1) 重症患者の管理等の業務のため8時間以上待機したとき。	10,000円
(2) 臨時又は緊急の手術及び重症処置の業務に従事したとき。 (3)に該当する手術は除く。)	6,000円
(3) 予め所定の勤務時間以外に開始が予定されていた手術の業務に従事したとき及び所定の勤務時間内に開始した手術の業務が延長し、所定の勤務時間以外の時間に及んだとき。	4,000円
(4) 高度の技術を要する処置又は検査等の業務に従事したとき(前条第1項の表の勤務箇所欄(ハ)に掲げる診療科における当該業務に限る。)	4,000円
(5) 緊急の分べんの業務又は当該分べんに関わる麻酔等の業務に従事したとき(産科婦人科、小児科又は麻酔科に所属する医師が従事した場合に限る。)	10,000円

- 2 特別診療加算手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 特別診療加算手当に関し必要な事項は、別に定める。

(診療従事特別調整手当)

第42条の6 診療従事特別調整手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
手術及び重症処置業務が行われる日の前日の夜間又は休日の診療業務及び待機又は呼び出しの診療業務の免除を実施している診療科の医師又は歯科医師が、前条の表(2)に規定する業務に従事したとき。	1,000円

- 2 診療従事特別調整手当に関し必要な事項は、別に定める。

(待機手当)

第42条の7 待機手当は、医学部附属病院に勤務する医療系職員が、所定の勤務時間以外に待機を命じられた場合に支給するものとし、手当の額は、次の表の待機の時間及び職員の区分に応じて同表に定める額とする。

待 機 の 時 間	職 員 の 区 分	手 当 額
(1) 夜間(午後5時から翌日午前8時30分まで)	看護師、診療放射線技師、臨床工学技士	1,000円
	診療看護師	5,000円
(2) 休日(午前8時30分から午後5時まで)	看護師、診療放射線技師、臨床工学技士	1,500円
	診療看護師	5,000円

- 2 待機手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第43条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の月額額は、次の表の基準日における職員の世帯等の区分欄に応じ、同表に定める額とする。

世 帯 等 の 区 分		手 当 額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員		7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって、別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第29条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（学長が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして学長が定めるものを含まないものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 第48条の規定により給与の支給を受ける職員（同条の規定により寒冷地手当を支給しないこととされている職員を除く。）前項の規定による額にその者の給与の支給について用いられた同条の規定による割合を乗じて得た額
  - (2) 第50条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員その他学長が定める職員 零
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、学長が定める額とする。
  - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
  - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として学長が定める場合
- 4 寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 賞与

（期末手当）

- 第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表(2)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の122.5（次の表(2)に定める職員で管理職手当の区分がII種であるもの（次条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の102.5特別職職員本給表の適用を受ける職員にあっては100分の65）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

本 給 表	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職員本給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員本給表(二)	5級	100分の10
	4級	100分の5
	3級（別に定める職員に限る。）	
教育系職員本給表(一)	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育系職員本給表(二)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）



教育系職員本給表(三)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)
医療系職員本給表(一)	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級 2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療系職員本給表(二)	6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級 2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
特別職職員本給表		100分の20

表(2)

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	6級以上	Ⅱ種	100分の15
教育系職員本給表(一)	6級・5級	Ⅲ種	100分の10
医療系職員本給表(二)	6級	Ⅱ種	100分の15
特別職職員本給表			100分の25

表(3)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上 6か月未満	100分の80
3か月以上 5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
- イ 無給休職者(職員就業規則第13条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号又は第10号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ロ 刑事休職者(職員就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。)
- ハ 停職者(職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)
- ニ 無給派遣休職者(職員就業規則第13条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ホ 育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしている職員又は介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- ヘ 任期付短時間勤務職員(育児休業規程第35条第2項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)
- ト 大学院修学休業職員(教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。)
- チ 自己啓発等休業職員(自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。)
- リ 配偶者同行休業職員(配偶者同行休業規程第2条第2項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。)
- (2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用職員となった者
- ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)
- 4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 5 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第45条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。この項において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（前条第2項の表（2）に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 特別職職員本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

勤 務 期 間	期 間 率
6か月	100分の100
5か月15日 以上 6か月未満	100分の95
5か月 以上 5か月15日未満	100分の90
4か月15日 以上 5か月未満	100分の80
4か月 以上 4簡月15日未満	100分の70
3か月15日 以上 4か月未満	100分の60
3か月 以上 3か月15日未満	100分の50
2か月15日 以上 3か月未満	100分の40
2か月 以上 2か月15日未満	100分の30
1か月15日 以上 2か月未満	100分の20
1か月 以上 1か月15日未満	100分の15
15日 以上 1か月未満	100分の10
15日 未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされている職員（第48条の表（1）中の（イ）の規定の適用を受ける職員を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第46条 削除

### 第3章 給与の特例

(特定の職員の適用除外)

第47条 第21条、第23条、第24条、第26条、第27条及び第31条から第42条の5までの規定は、特別職職員本給表の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第48条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

休 職 の 事 由	休 職 者 の 給 与
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	(イ) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

	(ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。ただし、教育系職員就業規程第7条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
	(ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その本給等のそれぞれ100分の80を支給する。
(2) 刑事事件に関し起訴された場合	その休職の期間中、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
(3) 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給する。
(4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合	
(5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。	支給しない。
(6) 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70（ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を支給する又は給与を支給しないことができる。）を支給する。
(7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給する。
(8) 削除	削除
(9) 労働組合の業務に専従する場合	支給しない。
(10) その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合	その休職の期間のうち学長が定める期間中、学長が定める給与を支給する。

（給与の減額）

第49条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条に規定する休日の代休又は勤務時間等規程第16条の2に規定する超勤代替休暇である場合、勤務時間等規程第22条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（本給の半減）

第50条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第4章 補則

（実施に関し必要な事項）

第51条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の本給表の切替え)

- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者に適用されていた俸給表(以下「旧俸給表」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における本給表は、旧俸給表に対応する同表の本給表欄に定める本給表とする。

附則別表第1

旧俸給表	本給表
行政職俸給表(一)	一般職員本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職員本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育系職員本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育系職員本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育系職員本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療系職員本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療系職員本給表(二)
指定職俸給表	特別職職員本給表

(職務の級及び号俸の切替え)

- 3 前項の規定により施行日における本給表を定められた職員の同日における職務の級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)と同一の職務の級とする。
- 4 前2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の同日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の号俸とする。

(最高号俸を超える俸給月額切替え等)

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額が附則別表第2の旧俸給月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸は、その者の施行日の前日における俸給月額に対応する新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 旧俸給表が行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
318,900	33号俸	366,500	29号俸	384,200	27号俸	420,100	25号俸	430,600	23号俸
320,700	34号俸	368,700	30号俸	386,800	28号俸	423,500	26号俸	434,100	24号俸
322,500	35号俸	370,900	31号俸	389,400	29号俸	426,900	27号俸	437,600	25号俸
324,300	36号俸	373,100	32号俸	392,000	30号俸	430,300	28号俸	441,100	26号俸
326,100	37号俸	375,300	33号俸	394,600	31号俸	433,700	29号俸	444,600	27号俸

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
454,700	22号俸	491,000	19号俸	514,700	16号俸	582,300	16号俸
458,300	23号俸	495,100	20号俸	519,100	17号俸	586,900	17号俸
461,900	24号俸	499,200	21号俸	523,500	18号俸	591,500	18号俸
465,500	25号俸	503,300	22号俸	527,900	19号俸	596,100	19号俸
469,100	26号俸	507,400	23号俸	532,300	20号俸	600,700	20号俸

ロ 旧俸給表が行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
309,500	32号俸	327,100	32号俸	351,400	28号俸
311,300	33号俸	329,100	33号俸	353,600	29号俸
313,100	34号俸	331,100	34号俸	355,800	30号俸
314,900	35号俸	333,100	35号俸	358,000	31号俸
316,700	36号俸	335,100	36号俸	360,200	32号俸

ハ 旧俸給表が教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級		5 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
413,500	35号俸	474,100	29号俸	506,900	27号俸	594,800	24号俸
416,300	36号俸	477,100	30号俸	510,200	28号俸	599,400	25号俸
419,100	37号俸	480,100	31号俸	513,500	29号俸	604,000	26号俸
421,900	38号俸	483,100	32号俸	516,800	30号俸	608,600	27号俸
424,700	39号俸	486,100	33号俸	520,100	31号俸	613,200	28号俸

ニ 旧俸給表が教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
458,500	34号俸	508,500	24号俸	530,600	16号俸
461,300	35号俸	512,500	25号俸	535,000	17号俸
464,100	36号俸	516,500	26号俸	539,400	18号俸
466,900	37号俸	520,500	27号俸	543,800	19号俸
469,700	38号俸	524,500	28号俸	548,200	20号俸

ホ 旧俸給表が教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
444,600	37号俸	475,500	27号俸	503,400	16号俸
447,000	38号俸	478,300	28号俸	507,300	17号俸
449,400	39号俸	481,100	29号俸	511,200	18号俸
451,800	40号俸	483,900	30号俸	515,100	19号俸
454,200	41号俸	486,700	31号俸	519,000	20号俸

へ 旧俸給表が医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級		6 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
369,500	31号俸	388,100	28号俸	426,300	24号俸	454,700	21号俸
371,700	32号俸	390,700	29号俸	429,700	25号俸	458,300	22号俸
373,900	33号俸	393,300	30号俸	433,100	26号俸	461,900	23号俸
376,100	34号俸	395,900	31号俸	436,500	27号俸	465,500	24号俸
378,300	35号俸	398,500	32号俸	439,900	28号俸	469,100	25号俸

ト 旧俸給表が医療職俸給表（三）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
370,700	39号俸	393,200	32号俸	409,900	29号俸	430,300	25号俸	488,600	23号俸
372,900	40号俸	395,500	33号俸	412,300	30号俸	432,800	26号俸	492,100	24号俸
375,100	41号俸	397,800	34号俸	414,700	31号俸	435,300	27号俸	495,600	25号俸
377,300	42号俸	400,100	35号俸	417,100	32号俸	437,800	28号俸	499,100	26号俸
379,500	43号俸	402,400	36号俸	419,500	33号俸	440,300	29号俸	502,600	27号俸

（期間の通算）

- 6 前項の規定により施行日における号俸を決定された職員に対する施行日以後における最初の第18条の規定の適用については、その者の施行日の前日における俸給月額を受けていた間をその者の施行日における本給月額を受けていた期間に通算する。

（施行日前の俸給決定に係る期間の通算）

- 7 前項によるほか、施行日における号俸（以下「新号俸」という。）を定められる職員に対す

る施行日以後における最初の第18条第1項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

(異動保障手当)

- 8 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、かつ官署を異にして異動（以下この項において「異動」という。）し給与法第11条の7の規定に基づき調整手当の異動保障を受けていた者の第25条の規定の適用については、当該異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、平成17年3月31日までの間。以下この項において同じ。）、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の異動保障手当を支給する。
- (1) 当該異動の日から平成17年3月31日までの期間 異動前の支給割合
  - (2) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。ただし、同日において、同表の第1欄に掲げる規定の定めにより新たに支給されることとなる場合、又は支給されなくなる場合等にあつては、この限りでない。

この規程の規定	他の法令の規定
第26条（扶養手当） 第27条（住居手当） 第28条（通勤手当） 第29条（単身赴任手当）	給与法第11条 給与法第11条の9 給与法第12条 給与法第12条の2

- 10 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。

この規程の規定	他の法令の規定
第48条（休職者の給与）の「同表」中 (1)（病気休職） (2)（起訴休職） (3)（研究休職）  (4)（共同研究休職） (6)（派遣休職）  (7)（災害行方不明休職）	給与法第23条第1項、第2項及び第3項 給与法第23条第4項 人事院規則9-13（休職者の給与）第1条第1号 人事院規則9-13第1条第1号 人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）第7条 人事院規則9-13第1条第1号及び第2号
第50条（本給の半減）	給与法附則第7項

附 則

この規程は、平成16年6月24日から施行し、平成16年6月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月28日から適用する。  
ただし、第12条第2号（別表第2の改正に係る部分に限る。）は、平成16年10月1日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 経過措置対象職員 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在勤する職員をいう。
  - (2) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、旧算出規定（改正前の職員給与規程第43条の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による基準額又は加算額が最も少なくなる世帯等

の区分をいう。

- (3) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の職員給与規程第43条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準世帯等区分をその世帯等区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

- 3 基準日において、経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き在勤する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の職員給与規程第43条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第43条第1項の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 4 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長が定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 5 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、附則第3項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、附則第3項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

#### 附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成17年9月26日から施行し、平成17年7月5日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

#### 附則別表第1

イ 旧一般職員本給表（一）の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
一般職員本給表（一） （旧一般職員本給表（一））	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級

	11 級	9 級
--	------	-----

ロ 旧一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
一般職員本給表(二) (旧一般職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

ハ 旧教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(一) (旧教育系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

ニ 旧教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(二) (旧教育系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級

ホ 旧教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(三) (旧教育系職員本給表(三))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級

ヘ 旧医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(一) (旧医療系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

ト 旧医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(二) (旧医療系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第7までの本給表の適用を受けていた職員の新号俸(以下「新号俸」という。)は、第3項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(次項に定める職員にあっては、次項に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級											
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1



	9月以上12月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	44	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	45	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	45	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	45	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	45	

19	3月未滿	93	73	61	77	65	61	57	53	45
	3月以上6月未滿	93	74	61	78	66	62	58	54	45
	6月以上9月未滿	93	75	61	79	67	63	59	55	45
	9月以上12月未滿	93	76	62	80	68	64	60	56	45
	12月以上	93	77	62	81	69	65	61	57	45
20	3月未滿		77	62	81	69	65	61	57	45
	3月以上6月未滿		78	62	82	70	66	62	58	45
	6月以上9月未滿		79	63	83	71	67	63	59	45
	9月以上12月未滿		80	63	84	72	68	64	60	45
	12月以上		81	63	85	73	69	65	61	45
21	3月未滿		81	63	85	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿		82	64	86	74	70	66	61	
	6月以上9月未滿		83	64	87	75	71	67	61	
	9月以上12月未滿		84	64	88	76	72	68	61	
	12月以上		85	65	89	77	73	69	61	
22	3月未滿		85	65	89	77	73	69	61	
	3月以上6月未滿		86	65	90	78	74	70	61	
	6月以上9月未滿		87	66	91	79	75	71	61	
	9月以上12月未滿		88	66	92	80	76	72	61	
	12月以上		89	67	93	81	77	73	61	
23	3月未滿		89	67	93	81	77	73	61	
	3月以上6月未滿		90	67	94	82	78	74	61	
	6月以上9月未滿		91	68	95	83	79	75	61	
	9月以上12月未滿		92	68	96	84	80	76	61	
	12月以上		93	69	97	85	81	77	61	
24	3月未滿		93	69	97	85	81	77		
	3月以上6月未滿		94	70	98	86	82	77		
	6月以上9月未滿		95	71	99	87	83	77		
	9月以上12月未滿		96	72	100	88	84	77		
	12月以上		97	73	101	89	85	77		
25	3月未滿		97	73	101	89	85	77		
	3月以上6月未滿		98	73	102	90	85	77		
	6月以上9月未滿		99	74	103	91	85	77		
	9月以上12月未滿		100	74	104	92	85	77		
	12月以上		101	75	105	93	85	77		
26	3月未滿		101	75	105	93	85	77		
	3月以上6月未滿		102	75	106	93	85	77		
	6月以上9月未滿		103	76	107	93	85	77		
	9月以上12月未滿		104	76	108	93	85	77		
	12月以上		105	77	109	93	85	77		
27	3月未滿		105	77	109	93	85			
	3月以上6月未滿		106	78	110	93	85			
	6月以上9月未滿		107	79	111	93	85			
	9月以上12月未滿		108	80	112	93	85			
	12月以上		109	81	113	93	85			
28	3月未滿		109	81	113	93				
	3月以上6月未滿		110	82	113	93				
	6月以上9月未滿		111	83	113	93				
	9月以上12月未滿		112	84	113	93				
	12月以上		113	85	113	93				
29	3月未滿		113	85	113	93				
	3月以上6月未滿		114	85	113	93				
	6月以上9月未滿		115	86	113	93				
	9月以上12月未滿		116	86	113	93				
	12月以上		117	87	113	93				
30	3月未滿		117	87	113					
	3月以上6月未滿		118	87	113					
	6月以上9月未滿		119	88	113					
	9月以上12月未滿		120	88	113					
	12月以上		121	89	113					
31	3月未滿		121	89	113					
	3月以上6月未滿		122	90	113					
	6月以上9月未滿		123	91	113					
	9月以上12月未滿		124	92	113					
	12月以上		125	93	113					
32	3月未滿		125	93						
	3月以上6月未滿		125	94						
	6月以上9月未滿		125	95						
	9月以上12月未滿		125	96						
	12月以上		125	97						
33	3月未滿		125	97						
	3月以上6月未滿		125	98						
	6月以上9月未滿		125	99						
	9月以上12月未滿		125	100						
	12月以上		125	101						
34	3月未滿		125							
	3月以上6月未滿		125							
	6月以上9月未滿		125							
	9月以上12月未滿		125							
	12月以上		125							
35	3月未滿		125							
	3月以上6月未滿		125							
	6月以上9月未滿		125							
	9月以上12月未滿		125							
	12月以上		125							
	3月未滿		125							
	3月以上6月未滿		125							

36	6月以上9月未満		125						
	9月以上12月未満		125						
	12月以上		125						
37	3月未満		125						
	3月以上6月未満		125						
	6月以上9月未満		125						
	9月以上12月未満		125						
	12月以上		125						

□ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		1	3月未満		1	1	5
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38

15	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
17	12月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
18	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
19	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
20	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
21	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
22	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
23	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
24	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未滿	89	89	77	97	77	69
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	69
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	69
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	69
25	12月以上	93	93	79	101	81	69
	3月未滿	93	93	79	101	81	69
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	69
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	69
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	69
26	12月以上	97	97	81	105	85	69
	3月未滿	97	97	81	105	85	69
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	69
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	69
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	69
27	12月以上	101	101	85	109	89	69
	3月未滿	101	101	85	109	89	69
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	69
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	69
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	69
28	12月以上	105	105	87	113	93	69
	3月未滿	105	105	87	113	93	69
	3月以上6月未滿	106	106	87	114	94	69
	6月以上9月未滿	107	107	88	115	95	69
	9月以上12月未滿	108	108	88	116	96	69
29	12月以上	109	109	89	117	97	69
	3月未滿	109	109	89	117	97	69
	3月以上6月未滿	110	110	90	118	98	69
	6月以上9月未滿	111	111	91	119	99	69
	9月以上12月未滿	112	112	92	120	100	69
30	12月以上	113	113	93	121	101	69
	3月未滿	113	113	93	121	101	69
	3月以上6月未滿	114	114	93	122	101	69
	6月以上9月未滿	115	115	94	123	101	69
	9月以上12月未滿	116	116	94	124	101	69
31	12月以上	117	117	95	125	101	69
	3月未滿	117	117	95	125	101	69
	3月以上6月未滿	118	118	95	126	101	69
	6月以上9月未滿	119	119	96	127	101	69
	9月以上12月未滿	120	120	96	128	101	69
32	12月以上	121	121	97	129	101	69
	3月未滿	121	121	97	129	101	69
	3月以上6月未滿	121	122	98	130	101	69
	6月以上9月未滿	121	123	99	131	101	69
	9月以上12月未滿	121	124	100	132	101	69

	12月以上	121	125	101	133	101	
33	3月未満		125	101	133		
	3月以上6月未満		126	102	133		
	6月以上9月未満		127	103	133		
	9月以上12月未満		128	104	133		
	12月以上		129	105	133		
34	3月未満			105	133		
	3月以上6月未満			106	133		
	6月以上9月未満			107	133		
	9月以上12月未満			108	133		
	12月以上			109	133		
35	3月未満			109	133		
	3月以上6月未満			109	133		
	6月以上9月未満			110	133		
	9月以上12月未満			110	133		
	12月以上			111	133		
36	3月未満			111	133		
	3月以上6月未満			111	133		
	6月以上9月未満			112	133		
	9月以上12月未満			112	133		
	12月以上			113	133		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28

	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	73
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	74
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	75
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	76
	12月以上	93	93	93	85	77
25	3月未滿	93	93	93	85	77
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	78
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	79
	9月以上12月未滿	96	96	96	88	80
	12月以上	97	97	97	89	81
26	3月未滿	97	97	97	89	81
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	81
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	81
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	81
	12月以上	101	101	101	93	81
27	3月未滿	101	101	101	93	81
	3月以上6月未滿	102	102	102	94	81
	6月以上9月未滿	103	103	103	95	81
	9月以上12月未滿	104	104	104	96	81
	12月以上	105	105	105	97	81
28	3月未滿	105	105	105	97	81
	3月以上6月未滿	106	106	106	98	81
	6月以上9月未滿	107	107	107	99	81
	9月以上12月未滿	108	108	108	100	81
	12月以上	109	109	109	101	81
29	3月未滿	109	109	109	101	81
	3月以上6月未滿	110	110	110	101	81
	6月以上9月未滿	111	111	111	101	81
	9月以上12月未滿	112	112	112	101	81
	12月以上	113	113	113	101	81
	3月未滿	113	113	113	101	81

30	3月以上6月未満	114	114	114	101
	6月以上9月未満	115	115	115	101
	9月以上12月未満	116	116	116	101
	12月以上	117	117	117	101
31	3月未満	117	117	117	101
	3月以上6月未満	118	118	117	101
	6月以上9月未満	119	119	117	101
	9月以上12月未満	120	120	117	101
32	12月以上	121	121	117	101
	3月未満	121	121	117	
	3月以上6月未満	122	122	117	
	6月以上9月未満	123	123	117	
33	9月以上12月未満	124	124	117	
	12月以上	125	125	117	
	3月未満	125	125	117	
	3月以上6月未満	126	126	117	
34	6月以上9月未満	127	127	117	
	9月以上12月未満	128	128	117	
	12月以上	129	129	117	
	3月未満	129	129		
35	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
36	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
37	12月以上	137	137		
	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	138	138		
	6月以上9月未満	139	139		
38	9月以上12月未満	140	140		
	12月以上	141	141		
	3月未満	141	141		
	3月以上6月未満	142	141		
39	6月以上9月未満	143	141		
	9月以上12月未満	144	141		
	12月以上	145	141		
	3月未満	145	141		
39	3月以上6月未満	146	141		
	6月以上9月未満	147	141		
	9月以上12月未満	148	141		
	12月以上	149	141		
39	3月未満		141		
	3月以上6月未満		141		
	6月以上9月未満		141		
	9月以上12月未満		141		
39	12月以上		141		

二 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
		1	3月未満		
1	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
3	12月以上	5	5	1	1
	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
4	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
5	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
	3月未満	13	13	5	1
6	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
6	12月以上	21	21	13	5
	3月未満	21	21	13	5

7	3月以上6月未滿	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	15	7
	9月以上12月未滿	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	19	11
	9月以上12月未滿	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	37
	3月以上6月未滿	58	58	50	37
	6月以上9月未滿	59	59	51	37
	9月以上12月未滿	60	60	52	37
	12月以上	61	61	53	37
17	3月未滿	61	61	53	37
	3月以上6月未滿	62	62	54	37
	6月以上9月未滿	63	63	55	37
	9月以上12月未滿	64	64	56	37
	12月以上	65	65	57	37
18	3月未滿	65	65	57	37
	3月以上6月未滿	66	66	58	37
	6月以上9月未滿	67	67	59	37
	9月以上12月未滿	68	68	60	37
	12月以上	69	69	61	37
19	3月未滿	69	69	61	37
	3月以上6月未滿	70	70	62	37
	6月以上9月未滿	71	71	63	37
	9月以上12月未滿	72	72	64	37
	12月以上	73	73	65	37
20	3月未滿	73	73	65	37
	3月以上6月未滿	74	74	66	37
	6月以上9月未滿	75	75	67	37
	9月以上12月未滿	76	76	68	37
	12月以上	77	77	69	37
21	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	
	6月以上9月未滿	91	91	77	



	9月以上12月未満	92	92	77	
	12月以上	93	93	77	
25	3月未満	93	93	77	
	3月以上6月未満	94	94	77	
	6月以上9月未満	95	95	77	
	9月以上12月未満	96	96	77	
	12月以上	97	97	77	
26	3月未満	97	97	77	
	3月以上6月未満	98	98	77	
	6月以上9月未満	99	99	77	
	9月以上12月未満	100	100	77	
	12月以上	101	101	77	
27	3月未満	101	101	77	
	3月以上6月未満	102	102	77	
	6月以上9月未満	103	103	77	
	9月以上12月未満	104	104	77	
	12月以上	105	105	77	
28	3月未満	105	105	77	
	3月以上6月未満	106	106	77	
	6月以上9月未満	107	107	77	
	9月以上12月未満	108	108	77	
	12月以上	109	109	77	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
36	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	138	137		
	6月以上9月未満	139	137		
	9月以上12月未満	140	137		
	12月以上	141	137		
37	3月未満	141	137		
	3月以上6月未満	142	137		
	6月以上9月未満	143	137		
	9月以上12月未満	144	137		
	12月以上	145	137		
38	3月未満	145	137		
	3月以上6月未満	146	137		
	6月以上9月未満	147	137		
	9月以上12月未満	148	137		
	12月以上	149	137		
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ホ 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

	旧 級				
--	-----	--	--	--	--

旧号俵	経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	37
	3月以上6月未満	58	58	54	37
	6月以上9月未満	59	59	55	37
	9月以上12月未満	60	60	56	37
	12月以上	61	61	57	37
17	3月未満	61	61	57	37
	3月以上6月未満	62	62	58	37
	6月以上9月未満	63	63	59	37
	9月以上12月未満	64	64	60	37
	12月以上	65	65	61	37

18	3月未滿	65	65	61	37
	3月以上6月未滿	66	66	62	37
	6月以上9月未滿	67	67	63	37
	9月以上12月未滿	68	68	64	37
	12月以上	69	69	65	37
19	3月未滿	69	69	65	37
	3月以上6月未滿	70	70	66	37
	6月以上9月未滿	71	71	67	37
	9月以上12月未滿	72	72	68	37
	12月以上	73	73	69	37
20	3月未滿	73	73	69	37
	3月以上6月未滿	74	74	70	37
	6月以上9月未滿	75	75	71	37
	9月以上12月未滿	76	76	72	37
	12月以上	77	77	73	37
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	93	
	3月以上6月未滿	102	102	93	
	6月以上9月未滿	103	103	93	
	9月以上12月未滿	104	104	93	
	12月以上	105	105	93	
28	3月未滿	105	105	93	
	3月以上6月未滿	106	106	93	
	6月以上9月未滿	107	107	93	
	9月以上12月未滿	108	108	93	
	12月以上	109	109	93	
29	3月未滿	109	109	93	
	3月以上6月未滿	110	110	93	
	6月以上9月未滿	111	111	93	
	9月以上12月未滿	112	112	93	
	12月以上	113	113	93	
30	3月未滿	113	113	93	
	3月以上6月未滿	114	114	93	
	6月以上9月未滿	115	115	93	
	9月以上12月未滿	116	116	93	
	12月以上	117	117	93	
31	3月未滿	117	117	93	
	3月以上6月未滿	118	118	93	
	6月以上9月未滿	119	119	93	
	9月以上12月未滿	120	120	93	
	12月以上	121	121	93	
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		

35	6月以上9月未満	135		
	9月以上12月未満	136		
	12月以上	137		
36	3月未満	137		
	3月以上6月未満	138		
	6月以上9月未満	139		
	9月以上12月未満	140		
37	12月以上	141		
	3月未満	141		
	3月以上6月未満	142		
	6月以上9月未満	143		
	9月以上12月未満	144		
38	12月以上	145		
	3月未満	145		
	3月以上6月未満	146		
	6月以上9月未満	147		
	9月以上12月未満	148		
39	12月以上	149		
	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
40	12月以上	149		
	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
41	12月以上	149		
	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		

医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
	3月未満	33	33	33	29	25	21

10	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28
12	12月以上	41	41	41	37	33	29
	3月未滿	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31
13	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
	3月未滿	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34
14	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
	3月未滿	49	49	49	45	41	37
15	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
16	3月未滿	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44
17	12月以上	57	57	57	53	49	45
	3月未滿	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47
18	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
	3月未滿	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50
19	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
	3月未滿	65	65	65	61	57	53
20	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
21	3月未滿	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
22	12月以上	73	73	73	69	65	61
	3月未滿	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63
23	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
	3月未滿	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66
24	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
	3月未滿	81	81	81	77	73	69
25	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	70
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	71
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	72
	12月以上	85	85	85	81	77	73
26	3月未滿	85	85	85	81	77	73
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78	74
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79	75
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80	76
27	12月以上	85	89	89	85	81	77
	3月未滿		89	89	85	81	77
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	78
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	79
28	9月以上12月未滿		92	92	88	84	80
	12月以上		93	93	89	85	81
	3月未滿		93	93	89	85	81
	3月以上6月未滿		94	94	90	86	82
29	6月以上9月未滿		95	95	91	87	83
	9月以上12月未滿		96	96	92	88	84
	12月以上		97	97	93	89	85
	3月未滿		97	97	93	89	85
30	3月以上6月未滿		98	98	94	90	86
	6月以上9月未滿		99	99	95	91	87
	9月以上12月未滿		100	100	96	92	88
	12月以上		101	101	97	93	89
31	3月未滿		101	101	97	93	89
	3月以上6月未滿		102	102	98	94	90
32	6月以上9月未滿		103	103	99	95	91

	9月以上12月未満		104	104	100	85	
	12月以上		105	105	101	85	
28	3月未満		105	105	101	85	
	3月以上6月未満		105	106	102	85	
	6月以上9月未満		105	107	103	85	
	9月以上12月未満		105	108	104	85	
	12月以上		105	109	105	85	
29	3月未満			109	105		
	3月以上6月未満			110	105		
	6月以上9月未満			111	105		
	9月以上12月未満			112	105		
	12月以上			113	105		
30	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
31	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
32	3月未満			113	105		
	3月以上6月未満			113	105		
	6月以上9月未満			113	105		
	9月以上12月未満			113	105		
	12月以上			113	105		
33	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			
34	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			
35	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15

	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未滿	85	85	85	81	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78	69
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79	69
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80	69
	12月以上	89	89	89	85	81	69
24	3月未滿	89	89	89	85	81	69
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82	69
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83	69
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84	69
	12月以上	93	93	93	89	85	69
25	3月未滿	93	93	93	89	85	69
	3月以上6月未滿	94	94	94	90	86	69
	6月以上9月未滿	95	95	95	91	87	69
	9月以上12月未滿	96	96	96	92	88	69
	12月以上	97	97	97	93	89	69

26	3月未滿	97	97	97	93	89	69
	3月以上6月未滿	98	98	98	94	90	69
	6月以上9月未滿	99	99	99	95	91	69
	9月以上12月未滿	100	100	100	96	92	69
	12月以上	101	101	101	97	93	69
27	3月未滿	101	101	101	97	93	69
	3月以上6月未滿	102	102	102	98	93	69
	6月以上9月未滿	103	103	103	99	93	69
	9月以上12月未滿	104	104	104	100	93	69
	12月以上	105	105	105	101	93	69
28	3月未滿	105	105	105	101	93	
	3月以上6月未滿	106	106	106	102	93	
	6月以上9月未滿	107	107	107	103	93	
	9月以上12月未滿	108	108	108	104	93	
	12月以上	109	109	109	105	93	
29	3月未滿	109	109	109	105	93	
	3月以上6月未滿	110	110	110	106	93	
	6月以上9月未滿	111	111	111	107	93	
	9月以上12月未滿	112	112	112	108	93	
	12月以上	113	113	113	109	93	
30	3月未滿	113	113	113	109		
	3月以上6月未滿	114	114	114	110		
	6月以上9月未滿	115	115	115	111		
	9月以上12月未滿	116	116	116	112		
	12月以上	117	117	117	113		
31	3月未滿	117	117	117	113		
	3月以上6月未滿	118	118	118	113		
	6月以上9月未滿	119	119	119	113		
	9月以上12月未滿	120	120	120	113		
	12月以上	121	121	121	113		
32	3月未滿	121	121	121	113		
	3月以上6月未滿	122	122	122	113		
	6月以上9月未滿	123	123	123	113		
	9月以上12月未滿	124	124	124	113		
	12月以上	125	125	125	113		
33	3月未滿	125	125	125	113		
	3月以上6月未滿	126	126	125	113		
	6月以上9月未滿	127	127	125	113		
	9月以上12月未滿	128	128	125	113		
	12月以上	129	129	125	113		
34	3月未滿	129	129	125			
	3月以上6月未滿	130	130	125			
	6月以上9月未滿	131	131	125			
	9月以上12月未滿	132	132	125			
	12月以上	133	133	125			
35	3月未滿	133	133	125			
	3月以上6月未滿	134	134	125			
	6月以上9月未滿	135	135	125			
	9月以上12月未滿	136	136	125			
	12月以上	137	137	125			
36	3月未滿	137	137	125			
	3月以上6月未滿	138	138	125			
	6月以上9月未滿	139	139	125			
	9月以上12月未滿	140	140	125			
	12月以上	141	141	125			
37	3月未滿	141	141				
	3月以上6月未滿	142	142				
	6月以上9月未滿	143	143				
	9月以上12月未滿	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未滿	145	145				
	3月以上6月未滿	146	146				
	6月以上9月未滿	147	147				
	9月以上12月未滿	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未滿	149	149				
	3月以上6月未滿	150	150				
	6月以上9月未滿	151	151				
	9月以上12月未滿	152	152				
	12月以上	153	153				
40	3月未滿	153	153				
	3月以上6月未滿	154	153				
	6月以上9月未滿	155	153				
	9月以上12月未滿	156	153				
	12月以上	157	153				
41	3月未滿	157	153				
	3月以上6月未滿	158	153				
	6月以上9月未滿	159	153				
	9月以上12月未滿	160	153				
	12月以上	161	153				
42	3月未滿		153				
	3月以上6月未滿		153				
	6月以上9月未滿		153				
	9月以上12月未滿		153				
	12月以上		153				
	3月未滿		153				
	3月以上6月未滿		153				



43	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

(旧号俸等を受けていた期間の特例)

- 2 前項の「次項に定める職員」は、次の各号に定める職員とし、当該職員に係る「次項に定める期間」は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
  - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
  - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前に昇給延伸の事由に該当した職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
  - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
    - イ 職員就業規則第13条の規定による休職にされていた職員
    - ロ 職員就業規則第40条の規定による育児休業又は同規則第41条の規定による介護休業をしていた職員
    - ハ 教育系職員就業規程第13条の規定による大学院修学休業をしていた職員
  - (5) 前号イからハに掲げる職員又は勤務時間規程第27条に規定する病気休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日においてこの規程の改正がないものとした場合における復職時等における本給月額調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（この規程の改正がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切替日の前日までの期間に相当する期間
  - (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第18条第2項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員（この規程の改正がないものとした場合において切替日以後に別に定める昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。） 0
- 3 切替日の前日において特別職職員本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第3

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 第4条 切替日前（平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下この条において同じ。）において昇格又は本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、次の各号に定めるところにより必要な調整を行う。
- (1) 切替日前において昇格（本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定める職員にあっては、当該異動又は適用の日の号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がなく、かつ、切替日に昇格したのとして改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則（平成18年4月1日施行の国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則（平成16年規則第72号。以下「初任給等基準細則」という。）をいう。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合に得られる号俸がその者の新号俸より有利な職員については、当該改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則の規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の新号俸とする。この場合において、調整の際の改正後の初任給等基準細則第22条の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。
  - (2) 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前の昇格に係る号俸について個別に決定された職員にあっては、同号の規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の新号俸を決定することができる。
- 2 前項の「これに準ずる職員」は、切替日前において改正前の初任給等基準細則（平成18年4月1日施行前の初任給等基準細則をいう。次条第2項において同じ。）第16条、第17条、第18条又は第25条の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額(以下「切替前本給月額」という。)に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(次の各号に掲げる職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に基準級(切替日の前日においてその者が属していた職務の級(第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級))をいう。以下次項第2号において同じ。)より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間(初任給等基準細則第38条第1項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務(次項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- (5) 切替日以降にこの条の第1項の規定による本給を支給される職員でなくなった職員

附則別表第4

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000	580,300
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	517,400	584,900
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300	521,800	589,500
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400	526,200	594,100
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	493,500	530,600	598,700
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	497,600		
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200	501,700		
23			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200	456,800	505,800		
24			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700	460,400			
25			303,000	356,500	377,800	418,700	436,200	464,000			
26			304,800	358,700	380,400	422,100	439,700	467,600			
27			306,700	361,000	383,000	425,500	443,200				
28			308,700	363,200	385,600	428,900					
29			310,600	365,400	388,200	432,300					
30			312,500	367,600	390,800						
31			314,400	369,800	393,400						
32			316,200	372,000							
33			318,000	374,200							
34			319,800								
35			321,600								
36			323,400								
37			325,200								

ロ 一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1		164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400

11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700	350,300	
29	227,800	270,700	303,100	319,900	352,500	
30	229,800	272,300	305,000	322,100	354,700	
31	231,700	273,900	306,800	324,100	356,900	
32	233,300	275,600	308,600	326,100	359,100	
33		277,100	310,400	328,100		
34			312,200	330,100		
35			314,000	332,100		
36			315,800	334,100		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1			251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	592,800
25	323,900	384,500	460,400	498,700	597,400
26	327,000	387,200	463,400	502,000	602,000
27	330,000	390,100	466,500	505,300	606,600
28	332,700	392,800	469,500	508,600	611,200
29	334,900	395,600	472,500	511,900	
30	336,900	398,200	475,500	515,200	
31	339,000	401,000	478,500	518,500	
32	341,000	403,700	481,500		
33	343,000	406,600	484,500		
34	344,900	409,400			
35	346,900	412,200			
36	349,000	415,000			
37	351,100	417,800			
38	353,300	420,600			
39		423,400			

ニ 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
1			310,100	403,500
2	147,000	190,500	323,500	413,500
3	153,100	197,400	336,700	422,900
4	160,300	204,300	346,700	432,200
5	168,200	211,700	356,800	441,600
6	177,100	219,600	367,100	450,500
7	187,100	230,500	376,900	459,200
8	193,700	242,000	386,400	467,600
9	200,300	253,600	395,900	476,600
10	207,000	265,900	404,700	485,500
11	214,100	278,500	413,500	495,400

12	221,400	291,500	422,100	504,400
13	229,600	305,100	430,200	512,800
14	237,300	318,400	437,900	520,100
15	245,200	331,000	445,300	524,500
16	253,100	340,900	452,700	528,900
17	260,800	350,700	460,600	533,300
18	268,500	360,700	468,600	537,700
19	276,100	370,100	476,500	542,100
20	282,900	379,400	484,300	546,500
21	289,500	388,200	492,100	
22	295,500	396,100	498,900	
23	301,500	403,100	502,900	
24	307,400	410,300	506,900	
25	313,100	417,000	510,900	
26	318,900	423,300	514,900	
27	324,300	428,700	518,900	
28	329,700	433,900	522,900	
29	334,700	438,700		
30	338,400	442,900		
31	341,300	447,200		
32	344,100	451,400		
33	346,900	454,200		
34	348,900	457,000		
35	350,900	459,800		
36	352,700	462,600		
37	354,400	465,400		
38	356,100	468,200		
39	358,300			
40	360,300			

ホ 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			269,200	398,800
2	147,000	162,400	282,700	407,400
3	153,100	170,700	296,400	415,800
4	160,300	179,600	310,100	424,200
5	168,200	190,500	323,500	432,400
6	177,100	197,400	336,700	440,100
7	187,100	204,300	346,700	447,700
8	193,700	211,700	356,800	454,900
9	200,200	219,600	367,100	461,700
10	206,800	230,500	375,700	468,400
11	213,500	242,000	384,100	475,300
12	220,400	253,600	392,100	482,400
13	227,700	265,900	399,800	488,800
14	234,900	278,500	407,300	494,000
15	241,900	291,500	414,700	497,900
16	249,000	305,100	421,900	501,800
17	255,500	318,400	428,600	505,700
18	261,800	331,000	435,200	509,600
19	268,300	340,900	441,700	513,500
20	274,100	350,700	447,400	517,400
21	279,400	360,500	452,800	
22	284,300	368,800	457,300	
23	289,000	376,900	461,500	
24	293,100	384,500	465,200	
25	296,500	391,300	468,300	
26	299,800	397,600	471,100	
27	303,100	403,300	473,900	
28	305,500	408,500	476,700	
29	307,200	413,300	479,500	
30	309,000	418,100	482,300	
31	310,700	422,700	485,100	
32	312,400	426,700		
33	314,100	430,900		
34		434,800		
35		438,400		
36		440,800		
37		443,200		
38		445,600		
39		448,000		
40		450,400		
41		452,800		

ヘ 医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			204,700	227,900	264,300	305,800
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300

7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	453,200
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	456,800
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	460,400
24		294,800	353,300	376,900	424,900	464,000
25		296,600	355,600	379,200	428,300	467,600
26		298,300	357,600	381,700	431,700	
27		300,200	359,700	384,300	435,100	
28		301,900	361,800	386,900	438,500	
29			364,000	389,500		
30			366,200	392,100		
31			368,400	394,700		
32			370,600	397,300		
33			372,800			
34			375,000			
35			377,200			

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			220,200	242,500	273,500	309,800
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	487,000
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	490,500
25	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900	494,000
26	287,200	339,700	380,700	400,900	431,400	497,500
27	290,700	343,000	383,700	403,800	433,900	501,000
28	293,800	345,900	386,500	406,200	436,400	
29	296,200	348,600	389,300	408,600	438,900	
30	298,300	350,700	392,000	411,000		
31	300,100	352,700	394,300	413,400		
32	302,000	354,600	396,600	415,800		
33	303,900	356,500	398,900	418,200		
34	305,800	358,600	401,200			
35	307,700	360,700	403,500			
36	309,600	362,900	405,800			
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400	369,600				
40	317,400	371,800				
41	319,200	374,000				
42		376,200				
43		378,400				

チ 特別職職員本給表の適用を受ける職員の切替前本給月額

号俸	本給月額
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000

5	840,000
6	903,000
7	988,000

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（学長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前項第5号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同項第5号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、同項の規定に準じて、その差額に相当する額を同項の規定による本給として支給する。
- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（特別職職員本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等基準細則第24条から第28条までの規定の例により同日において受けることとなる本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額（以下この項及び第4項において「再計算した場合の切替前本給月額」という。）に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等基準細則第23条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等基準細則第43条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - (4) 育児短時間勤務を始めた場合 切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、前項の規定による本給として支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員（切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員には、第1項及び第2項の規定に準じて、その差額に相当する額を本給として支給する。
- (1) 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとして再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しないこととなるもの（第1項第5号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）
  - (2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして第2項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるもの
- 5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。
- 第6条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第5条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左覧に掲げるこの規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
別表第10	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(異動保障手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

2 施行日以後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

第9条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

第2条 管理職手当が支給されることとなる職員のうち、第23条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額（育児休業規程第23条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該経過措置基準額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額のほか、同条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行日の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級と同一の職務の級又は上位の職務の級に属する職員のうち、同日に改正前の職員給与規程第23条に規定する別表第9管理職手当表に掲げる管理又は監督の地位にある職員に係る同表の適用区分欄に定める区分に相当する改正後のこの規程別表第9の適用区分欄に掲げる区分に対応する同表の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員で、同日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.1を乗じて得た額をいう。

3 施行日以後に採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前項までに掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員には、前項までの規定に準じて管理職手当を支給する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年1月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(主幹教諭に対する手当の支給)

- 2 この規程の施行日以後に主幹教諭となった職員には、当分の間、第23条の規定に準じて管理職手当に相当する手当（以下この項において「主幹手当」という。）を支給する。この場合において、当該主幹教諭に支給する主幹手当の月額を、別表第9の適用区分欄のV種に対応する管理又は監督の地位にある職員欄に掲げられているものとして同条第2項の規定を準用して得られる額の2分の1に相当する額（百円未満を切り捨てた額）とする。ただし、管理職手当を支給されている職員には主幹手当は支給しない。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第44条及び第45条の規定の適用については、第44条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第45条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第31条の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第27条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条の規定は、平成22年1月1日から施行する。



附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月23日から施行する。

(入試手当に関する特例措置)

- 2 平成21年度に実施する平成22年度一般入試(前期・後期日程)の問題作成業務(新型インフルエンザへの対応として実施する追試験の問題作成業務を含む場合に限る。)に従事した場合に支給する入試手当に関する第38条の3の規定の適用については、第38条の3第1項表中「35,000円」とあるのは「45,000円」と、「55,000円」とあるのは「70,000円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条第1項及び第2項第1号の規定は、平成20年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に採用された職員についても適用する。この場合において、同条第1項中「3年間」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年間」と、同条第2項第1号中「3年」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年」とする。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第42条の4第1項の表(ハ)の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第12条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条及び附則第2項から第7項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める次

項に規定する職員を除く。) その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして第4項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 3 前項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 調整対象昇給日における第18条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員を除く。)
  - (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が初任給等基準細則第32条第6項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、平成18年4月1日施行の初任給等基準細則(次項第1号及び第3号イにおいて「平成18年基準細則」という。)附則第7項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に本給表異動等をした職員を除く。)
  - (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。次項第3号イ及びロにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
  - (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

- 4 第2項に規定する調整対象昇給日において昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に第18条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。)
  - (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの  
イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び別に定める職員を除く。)  
ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとして、新たに職員となった日に平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となるもの
  - (4) 調整対象昇給日以前において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち別に定める職員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

- 5 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年6月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象日」という。)の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項に規定する職員(以下「昇給等抑制職員」という。)の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(特に調整の必要があるものとして第11項で定める職員は、2号俸)上位の号俸とする。

(昇給等抑制職員)

- 3 前項に規定する昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。  
(1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、第5項から第7項までの各号で規定する職員のいずれかに該当する職員  
(2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号いずれかのみ該当する職員

(2号俸上位となる職員)

- 4 第2項に規定する特に調整の必要がある職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号のいずれか2以上に該当する職員とする。

- 5 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年1月1日において、平成19年1月1日施行初任給等基準細則(以下「平成19年基準細則」という。)附則第6項若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第37条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE)」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第20条、第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合も含む。以下同じ。)の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない基準細則別表第2に定める初任給基準表に異なる定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員

ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長の承認を得てその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)

ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
  - イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（特定職員にあつては同年10月1日）前となるもの
  - ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成19年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年1月1日（特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
  - イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
  - ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第6項第5号ロ及び第7項第5号ロにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

6 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年1月1日において基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
  - イ 平成19年施行基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日（特定職員にあつては同年10月1日））前となるもの
  - ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

く。)

- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日（特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
  - イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
  - ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

7 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年施行基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成21年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
  - イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日（特定職員にあつては同年10月1日））前となるもの
  - ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
  - イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

- ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めることにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
- 9 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

（特例期間における給与の支給について）

- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第12条各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額（同項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 給 表	職務の級又は号俸	割 合
一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職員本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
特別職員本給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 異動保障手当 当該職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する異動保障手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗

じて得た額

- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第48条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる同条の表（以下この号において「表」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 表の（1）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受ける者 前項及び前各号に定める額を減じた額
  - ロ 表の（1）の（ロ）（ただし書きに規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（3）、（4）及び（7）の給与を受ける者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
  - ハ 表の（2）の給与を受ける者 前項並びに第2号及び第3号に定める額に表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
  - ニ 表（6）の給与を受ける者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
  - ホ 表の（10）の給与を受ける者 学長が定める額

4 特例期間においては、第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する異動保障手当、広域異動手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する異動保障手当の月額」とあるのは「本給月額に対する異動保障手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成23年給与規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成23年給与規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号から第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（端数計算）

6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（秋田県公立学校教員等から採用された者に対する特例）

7 秋田県公立学校教員等から人事交流により引き続いて職員となった者又はこれに準ずるもののうち、前項までの規定による給与を支給することにより、人事交流の円滑な実施に支障を来す可能性があることと学長が認める者については、前項までの規定は適用しない。ただし、特例期間において、秋田県公立学校教員等の給与を減額して支給する取扱いが実施される場合には、学長はその取扱いに準じた対応をとるものとする。

（医学部附属病院に所属する医療系職員等に対する特例）

8 医療系職員の人材確保及び医学部附属病院の運営を円滑に実施するため、医学部附属病院に所属する医療系職員又はこれに準ずる者と学長が認める職員については、第6項までの規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

（給与の支給について）

2 平成24年12月1日から平成26年3月31日までの間においては、教育系職員本給表（二）又は教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給月額を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本

給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

本給表	職務の級	割合
教育職員本給表（二）	1級及び2級（学長が別に定める職員）	100分の1.5
	2級（学長が別に定める職員）及び3級以上	100分の3
教育職員本給表（三）	1級及び2級（学長が別に定める職員）	100分の1.5
	2級（学長が別に定める職員）及び3級以上	100分の3

- 3 前項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。
- 4 第2項の規定に準じて措置することが必要であると学長が認める職員については、前項の規定を準用するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。  
（平成25年3月に支給する給与の特例）
- 2 施行日に在職する職員のうち、寒冷地手当が支給されることとなる職員には、この規程に基づき支給される給与の他、平成25年3月の給与支給日において豪雪一時金（以下「一時金」という。）を支給するものとし、一時金の額は10,000円とする。
- 3 一時金が支給される職員のうち、第43条第2項又は第3項の規定に該当する職員の一時金の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する一時金の額に対して同条第2項又は第3項の規定を準用して得られた額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において、31歳以上37歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
  - (2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則（以下「平成18年基準細則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く）



く。)

- イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合も含む。以下同じ。)又は第37条の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)
- ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員
- ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)
- ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち別に定める職員
- ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの
- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)前となるもの
- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

#### 4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限

る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者)にあっては、平成19年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日)前となるもの

- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
  - イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
  - ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
  - イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者)にあっては、平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日)前となるもの
  - ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1

月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外のものであって、平成20年12月31日に当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

(この附則により難しい場合の措置)

7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(給与の支給について)

2 平成24年12月1日施行の職員給与規程附則第2項の規定にかかわらず、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間においては、教育系職員本給表(二)及び教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員に対する本給月額については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第7項ただし書の規定に基づき、同附則第2項及び第6項の規定を適用する。

3 前項で定める期間においては、第48条の規定により支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、同条に定める給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 同条の表(以下この項において「表」という。)の(1)の(イ)及び(ロ)(ただし書きに規定する期間に限る。)の給与を受ける者 前項に定める額を減じた額

(2) 表の(1)の(ロ)(ただし書きに規定する期間を除く。)及び(ハ)並びに(2)から(4)まで及び(7)の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額

(3) 表(6)の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額(給与を支給しないこととした場合を除く。)

(4) 表の(10)の給与を受ける者 学長が定める額

4 第2項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則(以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。)第2項の適用を受ける職員に対する平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項中「前項に定める額」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項に定める額」とする。

5 前項までの規定に準じて措置する必要があると学長が認める職員については、本附則の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年11月25日から施行する。

(平成25年12月に支給する勤勉手当の特例)

2 平成25年12月に支給する勤勉手当については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第3項第5号の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象日」という。)の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員(以下「昇給等抑制職員」という。)は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において、38歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において、38歳以上40歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (3) 調整日において、40歳以上45歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則(以下「平成18年基準細則」という。)附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつてはC、D又はE)」と、「同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合も含む。以下同じ。)又は第37条の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員

ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)

ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの

- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種も職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員
- 4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成20年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日））前となるもの
- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員
- 5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成21年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸

とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日））前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年12月31日に当該本給表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

- 6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

（この附則により難い場合の措置）

- 7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第28条の規定は平成26年4

月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日までの間における昇給に関する特例)

- 2 平成27年 3 月31日までの間における第18条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 第 2 条 平成27年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(平成18年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 5 条の規定の適用を受ける職員及び次の各号に掲げる職員を除く。)には、平成30年 3 月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第 1 号において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第 2 号において同じ。)をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間(初任給等基準細則第38条第 1 項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第 3 号において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの。
- (4) 切替日以降に育児休業規程第19条第 1 項に規定する育児短時間勤務(次項第 4 号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- (5) 切替日以降に学長の承認を得てその号俸を決定された職員

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、同項の規定に準じて、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(特別職職員本給表の適用を受けることとなった場合及び第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる本給月額に相当する額
- (2) 降格をした場合(第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額(降格を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の職員給与規程別表第 1 から別表第 8 までの本給表に掲げる本給月額(ロにおいて「切替前本給月額」という。)のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第 5 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前本給月額

- (5) 学長の承認を得てその号俸を決定された場合 学長の定める額

- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当す

る額を、前項の規定による本給として支給する。

- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員（切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員の区分に応じ、次に定める額を本給として支給する
  - (1) 人事交流等職員（当該人事交流となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額（学長の定める職員にあっては、学長の定める額）に達しないこととなるもの第2項各号の規定に準じて、その差額に相当する額
  - (2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったもの、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前2項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる差額に相当する額に相当する額
- 5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。
- 6 前各項の規定による本給の支給について、本条の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、学長が別段の取扱いをすることができる。

（本給月額の読替）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第2条の規定による本給の額との合計額」とする。

（異動保障手当に関する経過措置）

第4条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

- 2 施行日以後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第45条及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当）

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第45条の適用については、第45条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。
- 3 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（異動保障手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に



改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

- 2 施行日後に別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の職員給与規程（以下この項から第4項までにおいて「改正後職員給与規程」という。）第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3	10,000円

月31日までの間にある子	
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支給対象者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3,500円）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき 6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3,500円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第45条及び附則第2項の規定は平成29年12月1日から、第36条は平成30年1月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当)

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第45条の適用については、第45条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める第4条に規定する職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制

職員との権衡上必要があると認められるものとして第5項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(定義)

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 上位資格取得等決定 初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項（同細則第27条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定されることをいう。
  - (2) 本給表異動等 本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（当該異動後の号俸が同細則第25条第1項第2号（同細則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第3号又は第2項の規定により決定される場合を除く。）をすることをいう。
  - (3) 個別承認決定 学長の承認を得てその号俸を決定されること又はこれに準ずるものとして別に定める事由をいう。
  - (4) 特定休職等 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、休暇のため引き続き勤務せず、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をし、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をし、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていたことをいう。
  - (5) 人事交流等異動 初任給基準細則第16条第1号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となることをいう。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 4 第2項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮し定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 調整対象昇給日に受けていた号俸と、初任給等基準細則平成27年1月1日における昇給に関する特例の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸とが等しくなる職員（調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）
  - (2) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間（以下「特定期間」という。）に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの  
イ 初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）以後となる職員  
ロ 初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員であって、別に定めるもの
  - (3) 特定期間における本給表異動等をした職員のうち、調整対象昇給日の前日に本給表異動等があったものとした場合（特定期間に本給表異動等を2回以上したときは、同日にこれらの本給表異動等が順次あったものとした場合。次条第4号イにおいて同じ。）に前2号に掲げる職員に該当することとなるもの（次に掲げる職員を除く。）  
イ 本給表異動等（特定期間に俸給表異動等を2回以上したときは、直近の本給表異動等をいう。以下「特定本給表異動等」という。）をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員  
ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に個別承認決定をされた職員  
ハ 特定休職等をした職員（調整対象昇給日の翌日から特定俸給表異動等をした日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）
  - (4) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
  - (5) 特定休職等をした職員（特定期間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
  - (6) 調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
  - (7) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

- 5 第2項に規定する調整対象昇給日における昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、調整対象昇給日に第18条1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 特定期間に新たに職員となり、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）

- (2) 特定期間に人事交流等異動をした職員（人事交流等異動をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、別に定めるもの
- (3) 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの
  - イ 初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、改正前の平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）前となる職員
  - ロ 初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員であって、別に定めるもの
- (4) 特定期間における本給表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの（前条第3号イからハまでに掲げる職員を除く。）
  - イ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、調整対象昇給日の前日に俸給表異動等があつたものとした場合に、第2項に規定する調整対象昇給日における昇給抑制職員又は前号、次号若しくは第7号に掲げる職員に該当することとなるもの
  - ロ 調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等異動をした職員を除く。）であつて、当該新たに職員となった日から特定俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (5) 調整対象昇給日において初任給等基準細則第32条及び初任給等基準細則平成27年1月1日における昇給に関する特例の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、調整対象昇給日に受けていた号俸と同規則の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号俸と異なるもの（次に掲げる職員を除く。）
  - イ 調整日に人事交流等異動をした職員
  - ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、本給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
  - ハ 特定休職等をした職員のうち、別に定めるもの
- (6) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 特定休職等をした職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、別に定める職員
  - イ 調整日に人事交流等異動をし、又は俸給表異動等をした職員
  - ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員
  - ハ 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

6 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に、育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第35条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第12条、第42条、第42条の3及び第42条の4の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後に小児科病棟に勤務する医師が夜間又は休日に診療等の業務に従事した場合の手当の支給については、当分の間、改正後の第42条及び第42条の3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第34条の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程中、第27条並びに附則第2項及び附則第3項の規定は令和2年4月1日から施行し、その他の規定は令和元年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成31年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 前項の第27条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において前項の規定による改正前の第27条の規定により支給されていた住居手当の額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、前項の規定による改正後の第27条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 前項の規定による改正後の第27条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から前項の規定による改正後の第27条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月2日から施行し、令和3年6月29日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月2日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 第31条の5の規定は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第68条第2項に基づく診療報酬で定める看護職員処遇改善評価料の計算方法の見直し等に伴い、財源の変動が明らかとなった場合には、手当額の見直しを行う場合がある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月26日から施行する。
- 2 当分の間、職員の本給月額を、当該職員が満60歳（改正前の職員就業規則第20条第2項第3号に掲げる職員に相当する職員にあっては満63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、第11条の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 改正前の職員就業規則第20条第2項第1号に掲げる職員（附属学校教員を除く。）に相当する職員
  - (2) 職員就業規則第11条の3第1項の規定により同規則第11条の2に規定する異動日（同規則第11条の3第1項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第11条の2に規定する管理職員
  - (3) 職員就業規則第21条第1項の規定より勤務している職員（同規則第20条第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
  - (4) 職務の遂行上の特別の事情及び職務の特殊性等を勘案し、学長が特に必要と認める職員
- 4 職員就業規則第11条の2に規定する降任をされた職員であって、当該降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「降任日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が降任日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額

を本給として支給する。

- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が第11条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 6 降任等日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、学長が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、学長が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 8 附則第4項又は前二項の規定による本給を支給される職員に対する第44条第2項の規定の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による本給月額、附則第2項の規定による本給その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第12条の規程は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 一般職員本給表(一)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			



50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							

104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2 一般職員本給表(二)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200

24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	

78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		

132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視その他の用務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

### 別表第3 教育系職員本給表(一)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	

40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		
90	303,800	356,700	419,800	456,200		
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		

94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					

148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。



別表第4 教育系職員本給表(二)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	219,700	337,600	418,700
2	178,700	221,400	339,600	420,500
3	180,300	222,900	341,600	422,300
4	181,800	224,400	343,600	423,900
5	183,400	226,100	345,600	425,400
6	185,300	227,400	347,200	426,900
7	187,100	228,600	348,800	428,700
8	189,000	229,900	350,300	430,500
9	190,700	231,600	351,800	432,200
10	192,800	233,300	353,800	434,000
11	194,800	235,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	357,700	437,700
13	198,800	238,100	359,600	439,400
14	200,900	240,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	363,300	443,100
16	205,100	243,900	364,900	445,000
17	207,300	245,600	366,500	446,700
18	209,400	248,000	368,300	448,500
19	211,600	250,400	370,100	450,300
20	213,500	252,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	373,500	453,700
22	217,300	257,600	375,400	455,400
23	218,800	259,900	377,100	457,300
24	220,300	262,100	378,800	459,000
25	221,800	264,300	380,100	460,700
26	223,000	266,500	381,900	462,300
27	224,200	268,900	383,700	463,900
28	225,500	271,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	387,400	466,900
30	228,300	275,600	389,200	468,200
31	229,900	277,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	393,000	470,800
33	232,700	282,000	394,600	472,000
34	234,400	284,200	396,300	472,700
35	236,200	286,300	397,900	473,400
36	237,700	288,200	399,600	474,100
37	239,100	290,300	400,800	474,700
38	240,600	292,000	402,200	
39	242,100	293,800	403,600	
40	243,600	295,500	405,000	
41	245,000	296,800	406,600	
42	246,300	298,800	408,000	
43	247,500	300,700	409,300	
44	248,600	302,700	410,700	
45	249,700	304,700	412, 100	
46	250,900	306,800	413, 400	
47	252,100	309,000	414, 900	
48	253,100	311,200	416, 400	
49	254,200	313,300	418, 000	
50	255,500	315,600	419, 400	

51	256,700	317,800	421,000	
52	258,000	319,900	422,500	
53	259,100	322,000	424,200	
54	260,300	323,500	425,700	
55	261,600	325,000	427,300	
56	262,600	326,500	428,900	
57	263,700	328,200	430,400	
58	264,400	330,200	431,900	
59	265,400	332,200	433,100	
60	266,400	334,100	434,300	
61	267,300	335,900	435,500	
62	268,100	337,900	436,800	
63	268,900	339,900	438,100	
64	269,700	341,800	439,300	
65	270,800	343,500	440,500	
66	272,100	345,500	441,700	
67	273,400	347,500	442,900	
68	274,700	349,500	444,100	
69	275,900	351,300	445,300	
70	277,100	353,200	446,500	
71	278,300	355,100	447,700	
72	279,500	357,000	448,900	
73	280,500	358,600	450,000	
74	281,500	360,500	450,600	
75	282,500	362,300	451,100	
76	283,400	364,200	451,600	
77	284,300	366,000	452,100	
78	285,200	367,700		
79	286,100	369,300		
80	287,000	370,900		
81	287,800	372,300		
82	288,900	373,800		
83	289,900	375,200		
84	290,900	376,500		
85	291,900	377,600		
86	292,900	379,000		
87	293,900	380,400		
88	294,900	381,700		
89	296,000	382,900		
90	297,100	384,200		
91	298,200	385,300		
92	299,200	386,500		
93	299,700	387,700		
94	300,700	388,800		
95	301,800	390,000		
96	303,000	391,200		
97	304,000	392,600		
98	305,100	393,600		
99	306,100	394,600		
100	307,100	395,600		
101	307,900	396,500		
102	309,000	397,500		
103	310,000	398,600		
104	311,000	399,700		

105	311,600	400,400		
106	312,500	401,300		
107	313,300	402,200		
108	314,100	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700			
147	328,000			
148	328,300			
149	328,500			
150	328,700			
151	329,000			
152	329,300			
153	329,500			

備考 この表は、附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。

別表第5 教育系職員本給表(三)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	193,400	303,200	408,500
2	178,700	195,500	305,800	410,000
3	180,300	197,600	308,600	411,500
4	181,800	199,800	311,000	412,900
5	183,400	201,900	313,300	414,200
6	185,300	204,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	317,500	417,000
8	189,000	208,200	319,600	418,400
9	190,700	210,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	323,800	421,200
11	194,800	215,100	326,100	422,600
12	196,800	217,300	328,400	423,900
13	198,800	219,700	330,600	425,200
14	200,900	221,400	332,400	426,600
15	203,000	222,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	335,900	429,400
17	207,300	226,100	337,600	430,600
18	209,400	227,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	341,600	433,100
20	213,500	229,900	343,600	434,400
21	215,700	231,600	345,600	435,500
22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000

35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	
49	253,800	290,300	387,900	
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	
53	258,500	296,800	393,300	
54	259,900	298,800	394,600	
55	260,900	300,700	395,700	
56	261,900	302,700	396,800	
57	262,900	304,700	398,000	
58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	
60	265,900	311,200	401,600	
61	266,800	313,300	402,700	
62	267,500	315,600	403,700	
63	268,200	317,800	405,000	
64	268,800	319,900	406,200	
65	269,500	322,000	407,400	
66	270,700	323,500	408,500	
67	271,800	325,000	409,600	
68	272,900	326,500	410,700	
69	274,200	328,200	411,700	
70	275,600	330,200	412,900	
71	276,800	332,200	414,100	
72	278,000	334,100	415,300	
73	278,800	335,900	415,900	
74	279,700	337,900	416,700	
75	280,700	339,800	417,400	
76	281,700	341,700	417,900	
77	282,600	343,400	418,200	
78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000	
80	285,500	348,600	419,400	
81	286,300	350,400	419,700	
82	287,100	352,100	420,100	
83	287,900	353,500	420,500	
84	288,700	355,100	420,800	

85	289,600	356,300	421,100	
86	290,400	357,900	421,500	
87	291,100	359,400	421,900	
88	291,900	360,900	422,200	
89	292,800	362,200	422,500	
90	293,700	363,500	422,800	
91	294,600	364,800	423,100	
92	295,300	366,200	423,300	
93	295,600	367,600	423,500	
94	296,300	368,900		
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		
97	298,400	372,200		
98	299,200	373,200		
99	300,000	374,200		
100	300,700	375,100		
101	301,400	375,900		
102	301,800	376,900		
103	302,200	377,800		
104	302,600	378,700		
105	302,800	379,500		
106	303,100	380,400		
107	303,400	381,300		
108	303,600	382,200		
109	303,800	383,000		
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		

139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		
153		405,500		
154		405,800		
155		406,100		
156		406,300		
157		406,500		

備考 この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師に適用する。

## 別表第6 医療系職員本給表(一)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100

26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	



80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		
104		295,200	332,000	353,800		
105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			
111			334,000			
112			334,400			
113			334,600			

備考 この表は、附属病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学・作業療法士及び歯科技工士等医療技術職員に適用する。

## 別表第7 医療系職員本給表(二)

(R5. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400

11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000

65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			

119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 この表は、附属病院等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

## 別表第8 特別職職員本給表

(27.4.1～)

号俸	本給月額
1	635,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000
5	895,000

備考 この表は、大学院医学系研究科長、大学院工学資源学研究科長及び医学部附属病院長、その他別に定める者に適用する。

## 別表第9 管理職手当(第23条関係)

適用区分	管理又は監督の地位にある職員
Ⅱ 種	副理事 事務部長 看護部長
Ⅲ 種	副学長 国際資源学部長 教育文化学部長 課長(学長が別に指定するものに限る)
Ⅳ 種	評議員 附属図書館長 先進ヘルスケア工学院院长 課長・事務長(これらの職に相当するものを含む。) 薬剤部長 副看護部長 附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長 附属幼稚園長 附属小学校副校長 附属中学校副校長
Ⅴ 種	情報統括センター長 附属教育実践研究支援センター長 専攻長(学長が別に指定するものに限る。) 附属理工学研究センター長 附属特別支援学校副校長 附属幼稚園副園長 附属小学校教頭 附属中学校教頭 附属特別支援学校教頭 附属幼稚園教頭 附属特別支援学校主事 (小学部主事、中学部主事及び高等部主事に限る。) 総括技術長
Ⅵ 種	学長補佐

## 別表第10 管理職手当額表(第23条関係)

一 一般職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
------	------	--------

8	級	Ⅱ種	94,000円
7	級	Ⅱ種	88,500円
6	級	Ⅱ種	83,100円
		Ⅲ種	72,700円
		Ⅳ種	62,300円
		Ⅴ種	51,900円
5	級	Ⅲ種	63,500円
		Ⅳ種	59,500円
		Ⅴ種	49,600円
4	級	Ⅳ種	55,500円
		Ⅴ種	46,300円

二 教育系職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額	
5	級	Ⅲ種	93,500円
		Ⅳ種	80,200円 (86,800円)
		Ⅴ種	66,800円
		Ⅵ種	42,800円
4	級	Ⅳ種	68,800円
		Ⅵ種	36,700円

備考 この表の管理職手当額欄の括弧内に掲げる額は、附属小学校長の職を兼ねる職員に適用する。

三 教育系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額	
4	級	Ⅴ種	56,900円
3	級	Ⅴ種	34,700円
2	級	Ⅴ種	33,400円

四 教育系職員本給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額	
4	級	Ⅳ種	65,100円
3	級	Ⅴ種	53,700円
2	級	Ⅴ種	32,700円

五 医療系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額	
6	級	Ⅱ種	86,700円
5	級	Ⅳ種	59,200円

別表第11 異動保障手当支給割合表(第25条関係)

民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域		支給割合
都道府県	支給地域	
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	水戸市	100分の10
	日立市	100分の9
	ひたちなか市	100分の6
栃木県	宇都宮市	100分の6

山 形 県	小山市	100分の3
群 馬 県	前橋市	100分の3
埼 玉 県	和光市	100分の15.5
	さいたま市	100分の14
千 葉 県	千葉市	100分の13
	市川市, 松戸市	100分の10
	佐倉市	100分の9
	木更津市	100分の2
東 京 都	特別区	100分の18.5
	国立市, 調布市, 小平市	100分の15
	八王子市, 府中市	100分の14
	立川市	100分の12
	三鷹市	100分の10
神 奈 川 県	横浜市	100分の15
	横須賀市	100分の10
	三浦郡葉山町	100分の6
新 潟 県	新潟市	100分の2
山 梨 県	甲府市	100分の6
富 山 県	富山市	100分の3
石 川 県	金沢市	100分の3
福 井 県	福井市	100分の3
長 野 県	長野市, 松本市	100分の3
岐 阜 県	岐阜市	100分の5
静 岡 県	静岡市, 沼津市	100分の6
	浜松市, 三島市	100分の3
愛 知 県	刈谷市, 豊田市	100分の15
	名古屋市	100分の14
	岡崎市	100分の5
	豊橋市	100分の3
三 重 県	鈴鹿市	100分の10.5
	津市	100分の6
滋 賀 県	大津市	100分の10
	彦根市	100分の5
京 都 府	京都市	100分の10
	宇治市	100分の6
大 阪 府	大阪市	100分の15.5
	吹田市, 箕面市	100分の12
	豊中市	100分の10.5
	柏原市	100分の7
兵 庫 県	神戸市	100分の10.5
	明石市	100分の5
奈 良 県	奈良市, 大和郡山市	100分の10
和 歌 山 県	和歌山市	100分の5
岡 山 県	岡山市	100分の3
広 島 県	広島市	100分の10
	東広島市	100分の2
山 口 県	周南市	100分の3
徳 島 県	徳島市, 鳴門市	100分の2
香 川 県	高松市	100分の5
福 岡 県	福岡市	100分の10
	春日市	100分の7
	北九州市	100分の3
長 崎 県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの

名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

## 別表第12 義務教育等教員特別手当表(第31条関係)

### イ 教育系職員本給表(二)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号 俸	手当額	号 俸	手当額	号 俸	手当額
1～4	2,500	1～4	5,100	1～4	6,800
5～8	2,600	5～8	5,200	5～8	6,900
9～12	2,800	9～12	5,400	9～12	7,100
13～16	2,900	13～16	5,500	13～16	7,200
17～20	3,000	17～20	5,700	17～20	7,400
21～24	3,200	21～24	5,900	21～24	7,500
25～28	3,300	25～28	6,000	25～28	7,600
29～32	3,500	29～32	6,100	29～32	7,700
33～36	3,700	33～36	6,300	33～36	7,900
37～40	3,800	37～40	6,400	37	8,000
41～44	4,100	41～44	6,600		
45～48	4,300	45～48	6,800		
49～52	4,500	49～52	6,900		
53～56	4,800	53～56	7,000		
57～60	4,900	57～60	7,100		
61～64	5,100	61～64	7,200		
65～68	5,300	65～68	7,300		
69～72	5,400	69～72	7,400		
73～76	5,500	73～76	7,500		
77～80	5,600	77	7,500		
81～84	5,800				
85～88	5,900				
89～92	6,100				
93～96	6,200				
97～100	6,300				
101～104	6,400				
105～108	6,500				
109～112	6,600				
113～116	6,700				
117～120	6,800				
121～124	6,900				
125～128	6,900				
129～132	6,900				
133～136	7,000				
137	7,100				

### ロ 教育系職員本給表(三)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号 俸	手当額	号 俸	手当額	号 俸	手当額
1～4	2,100	1～4	4,200	1～4	6,800
5～8	2,300	5～8	4,400	5～8	6,900
9～12	2,400	9～12	4,500	9～12	7,100
13～16	2,500	13～16	4,900	13～16	7,200
17～20	2,600	17～20	5,100	17～20	7,400
21～24	2,800	21～24	5,200	21～24	7,500



25~ 28	2,900	25~ 28	5,400	25~ 28	7,600
29~ 32	3,000	29~ 32	5,500	29~ 32	7,700
33~ 36	3,200	33~ 36	5,700	33~ 36	7,900
37~ 40	3,300	37~ 40	5,900	37	8,000
41~ 44	3,500	41~ 44	6,000		
45~ 48	3,700	45~ 48	6,100		
49~ 52	3,800	49~ 52	6,300		
53~ 56	4,100	53~ 56	6,400		
57~ 60	4,300	57~ 60	6,600		
61~ 64	4,500	61~ 64	6,800		
65~ 68	4,800	65~ 68	6,900		
69~ 72	4,900	69~ 72	7,000		
73~ 76	5,100	73~ 76	7,100		
77~ 80	5,300	77~ 80	7,200		
81~ 84	5,400	81~ 84	7,300		
85~ 88	5,500	85~ 88	7,400		
89~ 92	5,600	89~ 92	7,500		
93~ 96	5,800	93	7,500		
97~100	5,900				
101~104	6,100				
105~108	6,200				
109~112	6,300				
113~116	6,400				
117~120	6,500				
121~124	6,600				
125~128	6,700				
129~132	6,800				
133~136	6,900				
137~140	6,900				
141~144	6,900				
145~148	7,000				
149	7,100				